

就学援助制度について（お知らせ）

西郷村教育委員会

西郷村では、村内の小・中学校に在学するお子さんがいるご家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの保護者の方に、お子さんが安心して就学できるよう、必要な経費の一部を援助しています。

各学校または村教育委員会まで、お気軽にご相談ください。

1. 援助を受けられる保護者の方は、次のいずれかに該当する方です。

	申請理由	申請理由を証する書類等
①	生活保護が停止又は廃止された。	保護決定（変更・廃止）通知書の写し
②	村民税が非課税である。	村民税県民税非課税証明書（保護者全員分）
③	村民税が減免されている。	村民税普通徴収税額変更通知書の写し
④	個人事業税の減免がされている。	個人事業税減額決定通知書の写し
⑤	固定資産税の減免がされている。	固定資産税税額変更通知書の写し
⑥	国民年金の掛金の減免がされている。	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（保護者全員分） <u>※ねんきん定期便ではありません。</u>
⑦	国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。	国民健康保険税決定（変更）通知書の写し
⑧	児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の証番号が記載されているページと支給金額ページの写し
⑨	その他特別な事情のため経済的に困っている。	給与所得の源泉徴収票の写し、税務署等の受付印の押されている確定申告書の写しなど前年分の収入や所得のわかる書類、民生委員の所見書

※継続の方も上記の証明書類の提出が必要です。

2. 援助を受ける手続き

（１）援助を希望される方は、申請書（学校にあります。）に必要事項を記入し、申請理由を証明する書類を添付して、学校へ提出してください。

就学援助費の振込口座確認のため、通帳表紙裏面の写しを添付してください。

（２）申込みは、年度の途中でも受付しています。（ただし、学用品費等は認定された月からの月割り額により支給されます。その他、裏面の援助内容の概要をご覧ください。）

（３）申請した方のうち、上記⑨番の理由に該当する方は、地元民生委員の意見が必要となる場合があります。

【注意事項】申請理由の「⑨その他特別な事情のため経済的に困っている。」について、住宅ローン・自動車ローン・生活ローン等の債務の返済については考慮できません。

（４）申請は毎年必要です。前年度に認定を受けた方で本年度も就学援助を希望される方は、改めて申請をしてください。

～～就学援助に関する問い合わせ先～～

西郷村教育委員会学校教育課学校教育係 電話（０２４８）２５－２３７０

3. 援助内容の概要は、下記のとおりです。

< 準要保護支給額一覧 >

【参考：令和7年度】

支給費目	【小学校】		【中学校】	
	対象学年	支給額 (限度額)	対象学年	支給額 (限度額)
①学用品・通学用品費 ※年度途中の認定の方は月割りとなります。	小学校全学年	11,630円	中学校全学年	22,730円
②通学用品費 ※年度途中の認定の方は月割りとなります。	小学校2学年～6学年	2,270円	中学校2学年～3学年	2,270円
③校外活動費（宿泊あり）	小学校全学年	3,690円	中学校全学年	6,210円
④校外活動費（宿泊なし）	小学校全学年	1,600円	中学校全学年	2,310円
⑤新入学児童生徒学用品費等 ※認定日が4月1日の者	小学校1学年	57,060円	中学校1学年	63,000円
⑥修学旅行費	在学中1回	保護者が負担した額	在学中1回	保護者が負担した額
⑦体育実技用具費 （柔道・剣道）			中学校全学年	柔道：7,650円 剣道：52,900円
⑧クラブ活動費 ※年度途中の認定の方は、認定日以降に支払われた分が対象となります。	小学校全学年	2,760円	中学校全学年	30,150円
⑨生徒会費 ※年度途中の認定の方は、認定日からの算定となります。	小学校全学年	4,650円	中学校全学年	5,550円
⑩PTA会費 ※年度途中の認定の方は、認定日からの算定となります。	小学校全学年	3,450円	中学校全学年	4,260円
⑪卒業アルバム代	小学校6学年	11,000円	中学校3学年	10,000円

※入学前の新入学児童生徒学用品費以外の援助費は、各学期末（8月、1月及び3月）に当該月分までが支給されます。

※クラブ活動費・部活動費については購入した品物のレシートを保管しておき、学校から指示があった際に提出してください。